



持続可能な地域農業の

確立に向けて

日田市農業委員会は令和五年九月二二日、
棕野市長に「農地等利用最適化推進施策に関
する意見書」を提出しました。これは農業委
員会等に関する法律に基づくもので、地域農
業の課題解決へ向けたより具体的な意見を、
市の農業施策に反映させることを目的とする
ものです。

今後も農業委員会は市と協力して、農地に
係る諸問題解決に向けて積極的に取り組んで
いきます。

目次

- 第二五期農業委員紹介・・・・・・・・・・2、3
- 第三期農地利用最適化推進委員紹介・・・・・・・・・・4、5
- 区域設定一覧表・・・・・・・・・・6
- 農業委員会からのお知らせ・・・・・・・・7、8

新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が
決まりました

農業委員の任期は「農業委員会等に関する法律」にて三年と定められています。
それにより令和五年七月二〇日、任期満了に伴う農業委員、農地利用最適化推進委員の改選が行われました。

第二五期 農業委員一九名の紹介

第二五期農業委員として一九名の方が市長から任命されましたので、紹介いたします。（右下の数字は議席番号です）

農業委員は、主に合議体としての意思決定（農地の権利移動の許可・不許可の決定など）を担当します。

農業委員会 会長

石井 照久（前津江町）

1番



日田市の素晴らしい農山村を、
二一世紀を担う子供達へ残して
いきたい。

農業委員会 副会長

中島 浩司（三ノ宮町二丁目）

2番



日田市農業の発展と、農地の保全、地域農業振興に努めます。

飯田 隆（天瀬町）

3番



地域の担い手を中心に貸し手と借り手のマッチングの支援、耕作放棄地の解消に努め、農業後継者の確保を目指します。

穴井 浩司（羽田町）

4番



農業の良さを伝え、農地の保全や地域農業の振興に向けて努力します。

河津 祐二（大山町）

5番



農業後継者の確保・育成と、日田市農業の振興に努めます。

川良 澄子（石井町三丁目）

6番



国産国産の今日、安心安全な食を女性の目線で見て、農地や後継者問題について取り組みます。

綾垣 和子（清水町）

7番



厳しい状況の農業ですが、少しでも改善・発展できる様、微力ですが尽力したいと思います。

湯浅 正徳（天瀬町）

8番



日田地域の農業振興に役立つように、微力ですが取り組んでいます。

樋口 虎喜（天神町）

9番



農業を取り巻く環境は、課題が山積。活動を通して、美しい田園景観の保全に努めます。

高瀬 義徳（日ノ隈町）

10番



日田市農業の「未来設計図」を作成し、持続可能で豊かな農業が出来るように努めます。

原田 文利（大鶴町）

11番



中山間地域の農地保全是年々厳しくなる状況。地域農業の振興を図るため、担い手の育成と農地の集積に努めたい。

中島 幸一郎（市ノ瀬町）

12番



農業者の高齢化が進み、荒廃農地、鳥獣害が増える中、山村農業のあり方に尽力したい。

平川 修（山田町）

13番



中山間地の活性化に農業振興は欠かせないものと考えます。担い手支援を含め、微力ながら尽力いたします。

横田 秀喜（大山町）

14番



猪鹿等の有害鳥獣対策を重点的に取り組む。関係機関と連携し、農地農業の保全に取り組みたいです。

川津 清則（中津江村）

15番



後継者の育成に努め、中山間地域の農業発展に貢献したい。

井上 俊勝（殿町）

16番



農業者の高齢化及び農業後継者の不足等、日田市農業の山積した問題を少しでも解決するべく努力します。

財津 満寿光（月出町）

17番



日本の原風景である里山が失われゆく昨今、厳しい状況にある地域農業の活性化に努めます。

梶原 真悟（天神町）

18番



若い立場から、主に新規就農者に向けて必要な情報を提供し、サポートに取り組めます。

河津 裕治（天瀬町）

19番



高齢化、担い手不足の中、日田市農業の発展に努力します。

第三期

農地利用最適化推進委員 一九名の紹介

第三期農地利用最適化推進委員として一九名の方が委嘱されましたので、紹介いたします。

農地利用最適化推進委員は、担当区域における農地等の利用の最適化の推進を担当します。

日田・五和地区

末武 正則（緑町一丁目）



農地利用最適化の推進に取り組みます。

高瀬地区

野村 常雄（上野町）



耕作放棄地の解消、農業の振興に取り組みたい。

三芳地区

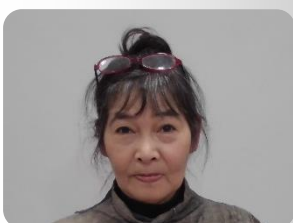
室 哲也（求町）



求町自治会長を務めています。今後は農地利用最適化の推進を通して地域へ貢献していきます。

西有田地区

中嶋 ひとみ（三ノ宮町二丁目）



前の任期中に研修等で学んだ事を活かし、引き続き地域の農業の未来が明るくなります様、努めて参ります。

三花地区

酒井 明巳（伏木町）



遊休農地の発生を防止・解消が出来るよう努力します。

三花・小野地区

諫山 文彦（財津町）



中山間地での農地の管理・保全、又、地域に適した農地の有効利用に取り組みたい。

東有田①地区

穂本 基稔（諸留町）



農業関係者の悩みや問題点を把握し、改善を図ります。

東有田②地区

大谷 定治（岩美町）



農業耕作者の意欲向上、耕作放棄地の発生防止に努めます。

朝日地区

平川 静雄（山田町）



荒廃地の減少や、新規就農者の意欲がますますできて農業に発展できるように尽力していきたい。

光岡地区

木薮 一敏（新治町）



耕作放棄地の解消と、農地の保全・有効利用を進めていきたい。

大鶴地区

佐谷野 利幸（大肥本町）



地域計画から中山間地が置き去りにされない様に、関係組織や地権者の理解と協力を頂きつつ耕作放棄地の解消に努めます。

中津江・上津江地区

石川 元和（中津江村）



人口減少・高齢化が進む中、耕作放棄地の防止に努めていきたい。

馬原地区

高倉 一二美（天瀬町）



高齢化が進む中、耕作放棄地防止に少しでも力になれるような活動をしていきたい。

夜明地区

森山 周次（夜明上町）



小区画の休耕地・放棄地を有効利用することで、耕作放棄地の解消に取り組みたい。

西大山地区

河津 昭二郎（大山町）



地産地消で付加価値のある農作物を推進することで休耕地を有効活用し、新規就農へとつなげたい。

中川地区

高瀬 俊和（天瀬町）



住民の減少と高齢化が進む中、頑張っている後継者・地域担い手の応援と、新規就農者の掘り起こしをしたい。

前津江地区

佐藤 学（前津江町）



周辺地域は高齢化及び人口流出により農地の維持が困難な状況ですが、少しでも力になればと尽力します。

東大山地区

森 敬子（大山町）



地域の声を聴き、頼られる様な推進委員を目指します。農業を通して、地域の発展・人づくりに貢献していきたいです。

五馬地区

音成 博文（天瀬町）



高齢化が進む中、農地の管理・保全に向けて力を入れていきたい。

大山町の松原忠雄さんが
市政功労者に選ばれました

令和五年度の日田市市政功労者として、七月まで農業委員を務めた松原忠雄さんが選ばれました。

松原忠雄さんは、合併前の大山町農業委員会で三年間、合併後も日田市農業委員会で一二年間、農業委員を務められました。農業委員として、農地の有効利用並びに生産性の向上に尽力し、日田市の地域農業の振興と発展に貢献されました。



農地利用最適化推進委員担当区域一覧

区域名	担当の地区（自治会）
日田 五和	亀川町、日ノ隈町、中釣町、中ノ島町、堀田町、亀山町、本庄町、三隈町、大和町、川原町、若宮町、元町、南元町、本町一丁目、本町二丁目、東町一丁目、東町二丁目、中央通二丁目、中央通三丁目、中央通一丁目、三本松、淡窓町、中城町、港町、丸の内町、豆田第一、豆田第二、城町一丁目、城町二丁目、上城内町、丸山一丁目、丸山二丁目、城内新町、石井町一丁目、石井町二丁目、石井町三丁目、高井町、内河町、小山町、緑町一丁目、緑町二丁目
高瀬	高瀬本町、大宮町、琴平町、八幡町、誠和町、銭湊町、京町、大日町、南部町、串川町一丁目、串川町二丁目、上野町
三芳	田島一丁目、田島二丁目、田島本町、田島町、田島三丁目、刃連町、下井手町、三芳小湊町、大部町、桃山町、小ヶ瀬町、日高町、神来町、求町、古金町
西有田	上手町、坂井町、三ノ宮町一丁目、三ノ宮町二丁目、石松町、尾当町、有田町、三池町、中尾町、水目町、秋山町、あやめ台
三花	秋原町、市ノ瀬町、伏木町
三花 小野	天神町、清水町、財津町、藤山町、三和団地、三河町、鈴連町、殿町、源栄町
東有田①	池辺町、松野町、諸留町、上諸留町
東有田②	月出町、羽田町、日の本町、岩美町、東羽田町
朝日	小迫町、朝日町、二串町、君迫町、山田町、朝日ヶ丘
光岡	日ノ出町、清岸寺町、吹上町、玉川町、玉川三丁目、新治町、南友田町、北友田一丁目、北友田二丁目、北友田三丁目
大鶴	鶴城町、鶴河内町、上宮町、大鶴本町、大肥町、大鶴町、大肥本町
夜明	夜明上町、夜明中町、夜明関町
前津江	柚木、出野、大野、赤石
中津江 上津江	野田、川辺、丸蔵、鯛生、上津江川原、都留、上野田、雉谷
西大山	北部の一部、中央の一部、老松、西峰、烏宿、清流の一部、南部
東大山	北部の一部、中央の一部、都築、清流の一部
馬原	馬原一、馬原二、馬原三
中川	女子畑、丸山西、丸山東、湯山、桜竹一、桜竹二、赤岩
五馬	出口、塚田、本城、五馬市東、五馬市西
19 区域	

地域計画のアンケートにご協力をお願いします！

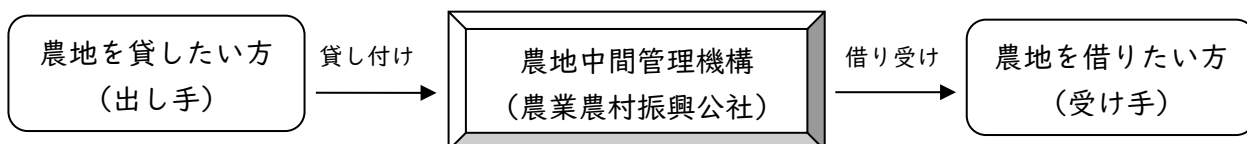
農業経営基盤強化促進法が改正され、全国の市町村は、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするための『地域計画』を策定することとなりました。

日田市でも、令和6年度までに、対象農地の所有者・耕作者のみなさんへ随時アンケートを送付し、農地の現状や今後の意向を確認し、結果を基に目標地図を作成したうえで、地域での話し合いにより地域計画を策定します。

円滑な地域計画の策定のために、アンケート調査へのご理解・ご協力をお願いいたします。

農地中間管理事業による農地の貸借をしませんか？

農地中間管理事業とは大分県農地中間管理機構（大分県農業農村振興公社）が、農地を貸したい方と農地を借りたい方の中間的受け皿となって、農地の集積・集約化を進める事業です。



～農地を貸したい方へ～

- ① 賃借料は受け手から機構が徴収し、機構が責任をもってお支払いします。
- ② 借入期間が過ぎたら、農地はお返しします。
(延長もできます。)
- ③ 機構に貸し付けをした農地にかかる固定資産税が軽減される場合があります。(一定の条件を満たす必要があります。)

～農地を借りたい方へ～

- ① まとまりのある農地を借り受けたり、他の受け手と農地を交換したりして、農作業の効率化が図れます。
- ② 出し手が多数でも、賃借料の支払先は機構に一本化されます。
- ③ 万一、出し手が子の代に移っても、契約期間内は変わらず耕作できます。

詳しくは、日田市農業振興課（電話番号 0973-22-8211）にお問い合わせください。



農業経営には情報が多いほど良い！

- 農政の動きをわかりやすく解説！
- 経営に役立つ情報も満載！
- 家族で楽しめる記事も充実！
- 農業者の視点でお届けします！

購読料 | ヶ月 700 円(送料込)

週刊

金曜日発行

■ 購読は、お近くの農業委員又は、農業委員会事務局へ申込み・お問合せください。

農地についてご相談ください

貸したい
借りたい

売りたい
買いたい

他の事に
使いたい

農地を『売ったり』『貸したり』『転用（住宅・植林・倉庫・駐車場などで使用）』するときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。

農地を耕作目的で
貸したい。（借りたい）

農業経営基盤
強化促進法の申請
（または農地法第3条の申請）

農地を耕作目的で
売りたい。（買いたい）

農地法第3条
の許可申請

自分の農地を
転用したい。

農地法第4条
の許可申請

他人の農地を買って
（借りて）転用したい。

農地法第5条
の許可申請

各種申請には条件があります。

詳しくは日田市役所3階の農業委員会事務局
までご相談ください。 ☎(0973) 22-8213

農地法違反 について

◎違反転用については、農地法で原状回復等の処分や
罰則（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）が
定められています。

◎農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。

◎許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し
完了報告と登記を済ませてください。

申請書の
締切りは、

毎月
17日

■17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切り
とさせていただきます。

■申請書提出までに期間を要する場合があります。早
めにご相談ください。